

No.047 (不定期刊)

"Great Wall" Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

「夜間経済」で消費喚起なるか

「牙旗穿夜市，鐵馬響春冰」（牙旗（がき）が夜市を通り抜け、馬鎧が氷を踏む音が響き渡る）——。中国の北宋（960～1127年）時代の政治家で、詩人でもある蘇軾の「上元夜」（1095年）の一節だ。当時の夜市（ナイトマーケット）の隆盛がさりげなく詠われている。北宋の中期から後期にかけて夜市は“夜通し営業”となり、大いに賑わったという。

★ ★ ★ ★ ★

中国で「夜間経済」（ナイトタイムエコノミー）がにわかに盛り上がってきた。中国国務院は今年8月、消費促進に関する「意見書」の中で夜間消費の活発化に言及。国や地方自治体が総出で「夜の経済」をプッシュしている。

上海市政府の定義によると、夜間経済の時間帯は19時から翌朝6時まで。例として、演劇や音楽、映画のレイトショー、博物館の夜間開放、ナイトクルーズなどを挙げている。もちろん、夜食街やバーストリートなどの整備も重要だ。

ナイトタイムエコノミーは、ロンドンやニューヨークで推進されており、東京もその波に乗ろうとしている。さて中国は如何に？となるが、市民レベルでは普段から自然に夜を楽しんでいるようにも感じる。元々、デパートやショッピングモールは22時頃まで開いているし、映画の終了時間が24時を過ぎることもザラだ。中年男女が中心のグループダンス「広場舞」も健在。重慶の人気観光スポット「洪崖洞」は鮮やかにライトアップされ、深夜まで観光客が絶えない。深圳では毎晩、高層ビルのライトショー「LEDマッピング」が繰り広げられている。



河南省開封の屋台街は今夜も賑やか！

食の分野のキーワードは「深夜食堂」だ。お馴染みの日本のドラマが中国人俳優でリメイクされ、現地で人気を博している。最近では、この名前を冠した日本風居酒屋を多く見かける。国の政策の中にもちやっかり「深夜食堂」という文字があるが、勝手に使ってしまったいいのだろうか……。

夜食について言えば、日本ではラーメンが定番だが、中国では串焼きバーベキューや火鍋をよく食べる。私も、夜中1時まで飲んだ後、そこからの激辛火鍋というパターンを何回も経験。これはなかなかヘビーで手ごわい。火鍋チェーン大手「海底撈」の営業時間は「朝9時から翌朝7時」の店舗が多い。

ケンタッキーフライドチキン（KFC）は夜間限定メニューを投入。鶏肉の煮込み料理や串料理のデリバリーを始めた。写真を見たが、もはやKFCのイメージを超えている。究極のローカル化と言えようか。

それにしても中国はなかなか大変。政府はここ数年、「健康中国」というスローガンの下、国民の健康増進やスポーツ産業の発展を目指している。果たして健康的な生活と夜間経済は同時進行できるのだろうか。少なくとも、深夜の激辛料理が健康的ではないことくらいは私でも分かる。

★ ★ ★

南宋時代に書かれた「東京夢華録（とうけいむかろく）」には、北宋時代の首都・開封の夜市の様子が描かれている。「夜生活を延長して市民を満足させるために、商売人は利益のさらなる追求のために」夜市が自然発生的に盛り上がったという。今日の開封でも、夕方から夜にかけて屋台街が輝きを増す。とりあえず健康のことは後回しにして、目の前の美食を堪能することにしよう……。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して最大 0.8800%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
 ・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75%となるように設定したものです。
 ・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込（一部の投資信託は換金）手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
 ・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880%（税込み）の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
 ・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 4.400%（税込み）に相当する額が 2,750 円（税込み）に満たない場合は 2,750 円（税込み）の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
 ・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料を掲載後、掲載された銘柄を対象とした E B 等を東洋証券（株）が販売する可能性があります。
 なお、東洋証券（株）および同関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載されている企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券（株）が各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点の見通しであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券（株）は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券（株）に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号
 ◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
 ◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
 Tel 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2019年11月5日
 審査部審査済